

訪問看護医療情報連携加算に係る掲示について

2026 年度診療報酬改定に伴い、つきあかり訪問看護ステーション宜野湾では、他の保険医療機関等の関係職種が ICT（情報通信技術）を用いて記録した利用者様に関する診療情報等を活用したうえで、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を推進するため、以下の体制を整備しています。

これに伴い、要件を満たす場合には、「訪問看護医療情報連携加算」として定められた額を所定額に加算いたします。

訪問看護医療情報連携加算 1,000 円／月（月 1 回）

【施設基準】

当ステーションでは、以下の施設基準を満たす体制を整備しています。

1. 在宅で療養を行っている利用者様（通院が困難な方）の診療情報等について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法を用いて常時確認できる体制を有し、関係機関と平時からの連携体制を構築しています。
2. 診療情報等を活用したうえで、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行うための十分な体制を整備しています。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するため、十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当ステーション内の見やすい場所に掲示しています。
4. ICT を活用して関係機関との連携体制を構築している訪問看護ステーションであることについて、当ステーション内の見やすい場所への掲示及びウェブサイトへの掲載を行っています。

【個人情報の取り扱いについて】

ICT 等を通じて取得した利用者様の診療情報等の個人情報については、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

当ステーションの個人情報保護方針に基づき適切に管理し、保険請求及び利用者様への訪問看護サービスの提供等、必要な範囲を超えて使用することはありません。

ICT を活用した関係機関との情報連携を通じて、利用者様の状態や診療情報等を適切に共有・活用し、より安全で質の高い訪問看護の提供に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

株式会社 KONOTOKI
つきあかり訪問看護ステーション宜野湾
代表取締役 仲宗根 純也